

南丹市「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の概要と策定について

1. 策定の趣旨

南丹市においては、令和6年3月に「第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進しています。

この度「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が、令和8年度に計画期間が満了となることから、「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定します。

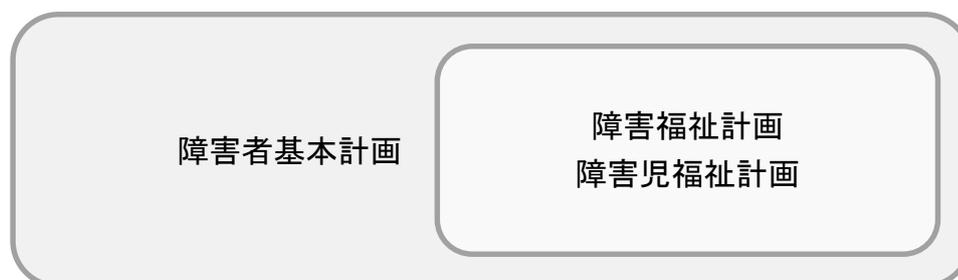
2. 「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

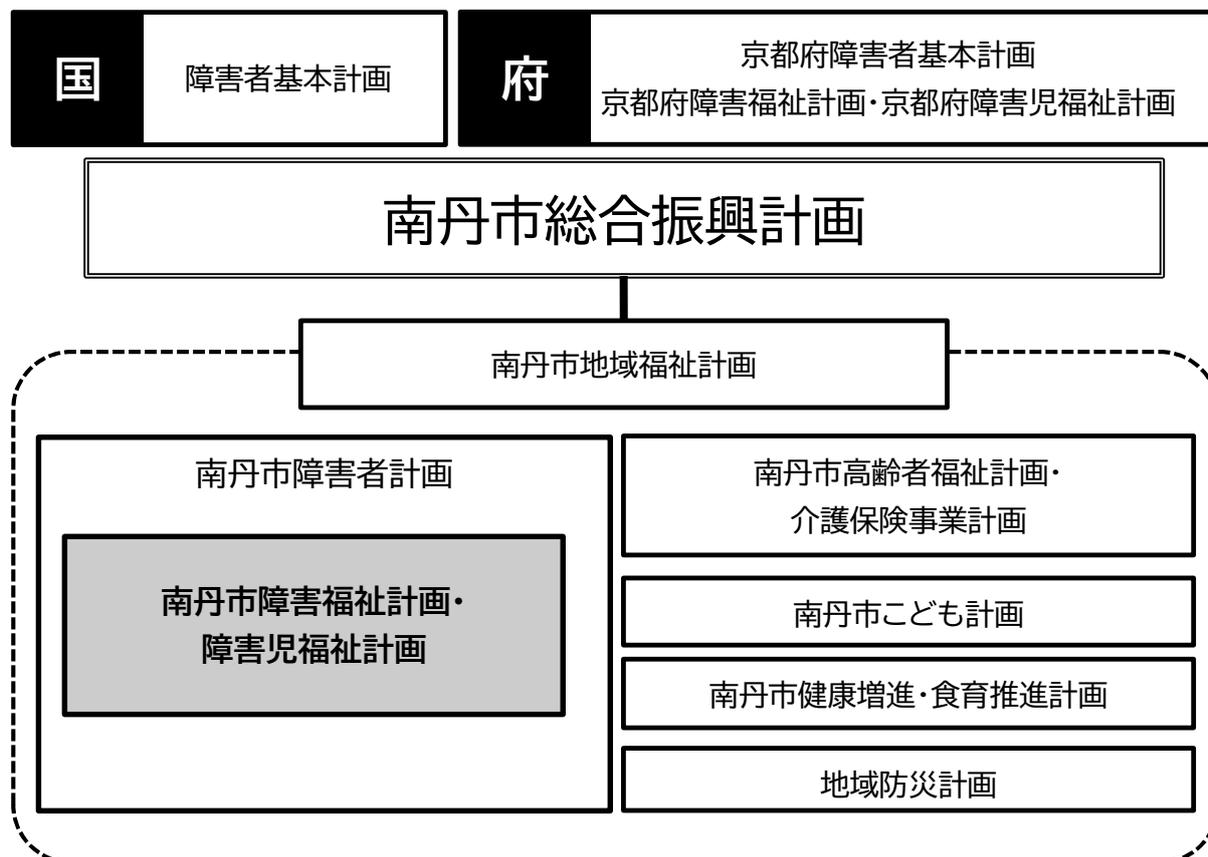
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める



3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」をふまえて策定します。

また、本市の上位計画である「南丹市総合振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。



4. 計画の計画期間

今回策定する計画の計画期間は、令和9年度から11年度の3年間とします。

なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
南丹市障害者計画			南丹市障害者計画					
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			

5. 今後のスケジュール(R7年度)

	令和7年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート調査										
調査票の設計										
印刷、配布・回収										
入力・集計										
分析・とりまとめ										
関係団体アンケート										
調査票の設計										
印刷、配布・回収										
入力・集計										
分析・とりまとめ										
課題の把握										
計画書策定	※以下、令和8年度予定									
計画骨子案										
計画素案										
計画案										
印刷										
パブリックコメント										
自立支援協議会						●				●

<自立支援協議会開催時期・テーマ(案)>

		障害福祉計画・障害児福祉計画
第2回	令和7年 11月	○計画の概要について ○アンケート調査票・関係団体アンケート票の検討
第3回	令和7年 3月	○アンケート結果からの分析とりまとめ、課題の把握

※スケジュール等は今後の進捗等により変更の可能性があります